

議案第 66 号

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市下水道条例等の一部を改正する条例

(渋川市下水道条例の一部改正)

第 1 条 渋川市下水道条例（平成 18 年渋川市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「100 分の 108 を乗じて得た額」を「消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額」に改め、同条第 3 項第 2 号中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

(渋川市汚水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 渋川市汚水処理施設条例（平成 18 年渋川市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「1 箇月」を「1 か月」に、「100 分の 108 を乗じて得た額」を「消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額」に改め、同条第 3 項第 2 号中「1 箇月」を「1 か月」に改め、同条第 4 項中「2 箇月」を「2 か月」に改める。

(渋川市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 3 条 渋川市農業集落排水処理施設条例（平成 18 年渋川市条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「1 箇月」を「1 か月」に、「100 分の 108 を乗じて得た額」を「消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づ

き消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額」に改める。

（渋川市個別処理浄化槽条例の一部改正）

第4条 渋川市個別処理浄化槽条例（平成18年渋川市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第12条中「1箇月」を「1か月」に、「100分の108を乗じて得た額」を「消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

理 由

消費税法及び地方税法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市下水道条例条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

澁川市下水道条例（平成18年澁川市条例第225号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの使用料は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 使用日数が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、<u>1か月</u>として算定した額</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <p>_____とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときの使用料は、次のとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 使用日数が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、<u>1箇月</u>として算定した額</p>

澁川市下水道条例条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

澁川市汚水処理施設条例（平成18年澁川市条例第227号）の一部改正

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用料）</p> <p>第10条 使用者は、下水管に汚水を排出した量に応じ、<u>1</u>か月につき別表第2に定めるところにより算出した処理施設の使用料に<u>消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づき税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づき税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額</u>を納付しなければならない。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の使用料は、前条の届出があったときから徴収する。この場合において、使用者が月の途中において使用を開始し、休止し、又は廃止した場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 使用日数が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、<u>1</u>か月として算定した額</p> <p>4 使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により<u>2</u>か月分を一括徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第10条 使用者は、下水管に汚水を排出した量に応じ、<u>1</u>箇月につき別表第2に定めるところにより算出した処理施設の使用料に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <hr/> <p>_____を納付しなければならない。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の使用料は、前条の届出があったときから徴収する。この場合において、使用者が月の途中において使用を開始し、休止し、又は廃止した場合は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 使用日数が15日を超えたとき、又は使用水量が基本水量の2分の1を超えたときは、<u>1</u>箇月として算定した額</p> <p>4 使用料は、口座振替、納入通知書又は集金の方法により<u>2</u>箇月分を一括徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。</p>

澁川市下水道条例条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市農業集落排水処理施設条例（平成18年澁川市条例第228号）の一部改正
 （第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>1か月</u>につき下水道条例第16条第1項の表に準じた別表第2に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づき税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づき税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第13条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>1箇月</u>につき下水道条例第16条第1項の表に準じた別表第2に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <hr/> <p>とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p>

澁川市下水道条例条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 澁川市個別処理浄化槽条例（平成18年澁川市条例第230号）の一部改正
 （第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第12条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>1か月</u>につき次表に定めるところにより算定した額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>表 （略）</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第12条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>1箇月</u>につき次表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p> <hr/> <hr/> <p>とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>表 （略）</p>